

経済産業省

20240710保第1号

令和6年7月11日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 齋藤 健

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第244号）による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条第1項第35号ハに規定する化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第244号）附則第2条の規定に基づき、次について諮問する。

炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものについて